

平成 21 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 高 橋 顕 三
(コード番号 2580 東証・名証第一部)
問 合 せ 先 総務人事部長 橋 本 誠 治
(TEL 045-222-5850)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 3 月 27 日開催予定の第 8 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下、「決済合理化法」という。)の施行に伴い、次のとおり変更を行うものであります。

① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされている規定を削除するものであります。

(現行定款第 7 条の削除)

② 決済合理化法施行時に無効となる定義規定等の削除および株券喪失登録簿に関して、附則に所要の規定を新設するものであります。(変更案第 11 条、第 16 条、附則第 2 条および第 3 条)

(2) 単元株制度導入に伴い、単元未満株式についての権利を定める規定の新設を行うものであります。(変更案第 9 条)

(3) 株主のみなさまの便宜を図るため、単元未満株式の買増しに関する規定を新設するものであります。(変更案第 10 条)

なお、現行定款第 6 条(発行可能株式総数)および第 7 条の 2(単元株式数)につきましては、会社法第 184 条および第 191 条の規定に基づき、平成 20 年 8 月 5 日開催の取締役会において、決済合理化法施行日の前日(平成 21 年 1 月 4 日)を効力発生日として、定款の定めを変更する定款変更決議をしております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条 ～ 第5条 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、171,000,000株とする。 (株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (条数変更)</p> <p>(単元株式数) 第7条の2 当社の単元株式数は、100株とする。 (自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 (新設)</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>端株原簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>端株原簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。 第10条 ～ 第13条 (条文省略)</p>	<p>第1条 ～ 第5条 (発行可能株式総数) 第6条 (現行のとおり) (平成20年8月5日取締役会決議による定款変更) (削除)</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 (現行第8条のとおり)</p> <p>(単元株式数) 第8条 (現行のとおり) (平成20年8月5日取締役会決議による定款変更) (第7条に変更)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。 (株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。 第12条 ～ 第15条 (現行のとおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主(実質株主を含む。以下同じ。)1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>第15条 ～ 第36条</p> <p>(条文省略)</p> <p>附 則</p> <p>(商号使用の条件)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(効力発生日)</p> <p>第2条 本定款変更の効力発生日は、平成20年8月5日開催の取締役会決議に基づく株式の分割が効力を発生する日である株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)の施行日の前日とする。</p> <p>2 前項の効力発生日以降、本附則を削除する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>第17条 ～ 第38条</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>附 則</p> <p>(商号使用の条件)</p> <p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(平成20年8月5日取締役会決議による定款変更)</p> <p>(株券喪失登録簿)</p> <p>第2条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>(効力発生日)</p> <p>第3条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年3月27日(金)

定款変更の効力発生日 平成21年3月27日(金)

以 上